令和７年９月５日（金）関市農業委員会総会

場所：関市役所　６－６、６－７会議室

令和７年９月５日（金曜日）午前９時３０分　開会

農業委員会総会

（１）議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

（２）議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（３）議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について

（４）議案第４号　事業計画変更申請に対する意見について

（５）議案第５号　農用地利用集積等促進計画に関する意見について

（６）議案第６号　非農地判断について

○出席委員（１４名）

１番　安田　美雄　君　　３番　丹羽　英治　君　　４番　吉田　忠男　君

６番　鵜飼　秀樹　君　　９番　尾口　文良　君　　１１番　足立　宜穂　君

１２番　後藤　一夫　君　１３番　亀山　良平　君　１４番　森　種生　君

１５番　池田　政吉　君　１６番　長尾　始　君　　１７番　山田　達史　君

１８番　日置　香　君　　１９番　田下　喜代　君

○欠席委員（５名）

２番　河村　清孝　君　　５番　和田　ひとみ　君　７番　林　百恵　君

８番　後藤　信一　君　　１０番　松永　佳己　君

○委員以外の出席者（３名）

農業委員会事務局長　山岡　透　君

農業委員会事務局課長補佐　河村　一成　君

農業委員会事務局主事　波多野　恵　君

○農業委員会事務局長（山岡　透　君）
定刻となりましたので、農業委員会総会を始めさせていただきます。
それでは、丹羽会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
（あいさつ）

○農業委員会事務局長（山岡　透　君）
それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。
２番　河村委員、５番　和田委員、７番　林委員、８番　後藤　信一委員、１０番　松永委員の５名ですので、ご報告をさせていただきます。
それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。
会議規則第８条の規定により、過半数の委員の出席をいただいており、総会は成立しています。
次に、議事録署名委員の指名を行います。
４番　吉田委員、１９番　田下委員のお二人にお願いします。
これより、議案の審議に入ります。
議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農地法第３条の規定により、申請がありましたので審議を求めると言うものです。
１番の案件
議案は１ページ、位置図は１ページになります。
申請地は、関市小野構造改造センターから東に６００ｍに位置する
農振農用地区域内の登記地目　田、現況地目　畑　２筆　３，２６６㎡。
申請の目的は、所有権移転です。
譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。
譲受人は、畜産農家が牧草を栽培するというものでございます。

２番の案件
位置図は２ページになります。
申請地は、薬師前橋から北に２００ｍに位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目　畑　２筆　１，３０６㎡。
申請の目的は、所有権移転です。
譲渡人は、農地の維持管理が困難になったため、譲渡したいというもの。
譲受人は、農業経営の拡大を図りたいというものでございます。
関市での営農実績がないため、営農計画書が提出されており、野菜栽培という内容になっています。
以上、２件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
事務局の説明が終わりました。
続きまして、各担当地区の委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。
１番の案件につきましては、私の担当地区となります。
特に意見はありません。
２番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田　達史　君）
譲受人は洞戸出身の方で、隣接の美濃市で耕作をしており、申請地から５ｋｍほどの場所に、住居を構えるということですので、問題ないと思います。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
質疑もないようですので、これより議案第１号について、番号ごとに採決いたします。
１番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第１号１番は、許可することに決しました。

２番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第１号２番は、許可することに決しました。

続いて、議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農地法第４条の規定により、申請がありましたので意見を求めると言うものです。
１番の案件

議案は２ページ、位置図は３ページになります。
申請地は、赤土坂公民センターから北西に２００ｍに位置する
登記地目　田、現況地目　宅地　１３６㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅（車庫・庭）でございます。
申請人は、自己用住宅の車庫及び庭として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

２番の案件
位置図は４ページになります。
申請地は、市立武芸川中学校から北東に６００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　宅地　４２９㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
申請人は、自己用住宅として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。
以上、２件についてご審議をお願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
事務局の説明が終わりました。
続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。
１番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○１３番（亀山　良平　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
２番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○１９番（田下　喜代　君）
問題ないと思います。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
質疑もないようですので、これより議案第２号について、番号ごとに採決いたします。
１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第２号１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
賛成多数と認めます。
よって、議案第２号２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続きまして、議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農地法第５条の規定により、申請がありましたので、意見を求めると言うものです。
１番の案件
議案は３ページ、位置図は５ページになります。
申請地は、関市東山公民センターから南西に２００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　宅地　１０２㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅（駐車場・庭）でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、自己用住宅の駐車場及び庭として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

２番の案件
位置図は６ページになります。
申請地は、市立富岡小学校から西に４００ｍに位置する
登記地目　田、現況地目　畑　仮換地地籍　１９６㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、自己用住宅として利用するというものでございます。

８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

３番の案件
位置図は７ページになります。
申請地は、市立富岡小学校から西に３７０ｍに位置する
登記地目　田、現況地目　畑　仮換地地籍　５０㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅（庭）でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、自己用住宅の庭として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

４番の案件
議案は４ページ、位置図は８ページになります。
申請地は、市立富岡小学校から西に３９０ｍに位置する
登記地目　田、現況地目　畑　３筆　仮換地地籍　３９９㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、宅地分譲（２区画）でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、宅地分譲（２区画）として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

５番の案件
位置図は９ページになります。
申請地は、市立富岡小学校から南に３００ｍに位置する
登記地目　田、現況地目　雑種地　３筆　仮換地地籍　１，７３９㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、商業施設店舗駐車場でございます。
賃貸人は、譲受人の要望に応えるというもの。
賃借人は、商業施設の不動産に関する運営業務業等を営んでおり、商業施設店舗駐車場として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、雑種地として利用されておりますが、一時転用の許可

を得ています。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。
事業計画変更１番と同時許可案件になります。
本案件は、１，０００㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

６番の案件
議案は５ページ、位置図は１０ページになります。
申請地は、田富橋から東に３００ｍに位置する
登記・現況地目　田　１９４㎡。
農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね５００ｍ以内に２つの医療施設があるため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、刃物類製造販売業駐車場でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、刃物類の製造販売業等を営んでおり、刃物類製造販売業駐車場として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

７番の案件
位置図は１１ページになります。
申請地は、東田原公民館から東に４００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　畑一部宅地　３４８．９４㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。
使用借人は、自己用住宅として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、一部宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

８番の案件
位置図は１２ページになります。
申請地は、市立田原小学校から東に２００ｍに位置する
登記地目　田、現況地目　雑種地　３筆　２，７８０㎡。

農地の区分は、水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね５００ｍ以内に２つの教育施設があるため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、金属類溶接加工業工場及び事務所・店舗でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、各種金属類の溶接加工業等を営んでおり、金属類加工業工場及び事務所・店舗として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、経緯書等が添付されています。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。
本案件は、１，０００㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

９番の案件
議案は６ページ、位置図は１３ページになります。
申請地は、田富橋から北西に７００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　宅地　２筆　３７２㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。
使用借人は、自己用住宅として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

１０番の案件
位置図は１４ページになります。
申請地は、天神公民センターから南西に３００ｍに位置する
登記・現況地目　田　８２０㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、宅地分譲（４区画）でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、宅地造成業等を営んでおり、宅地分譲（４区画）として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

１１番の案件
位置図は１５ページになります。
申請地は、赤土坂公民センターから東に６００ｍに位置する
登記・現況地目　田　４筆　１，８１４㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、紛粒体機械製造販売業駐車場及び資材置場でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、粉粒体機械製造販売業等を営んでおり、粉粒体機械製造販売業駐車場及び資材置場として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。
本案件は、１，０００㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

１２番の案件
議案は７ページ、位置図は１６ページになります。
申請地は、倉知東交差点から東に４００ｍに位置する
登記・現況地目　田　３筆　２４７．６７㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
転用の目的は、貸工場敷地でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、貸工場敷地として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第３種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

１３番の案件
位置図は１７ページになります。
申請地は、東海環状自動車道関広見ＩＣ料金所から北東に５００ｍに位置する
登記地目　田現況地目　畑　２７８㎡。
農地の区分は、概ね１０ｈａ以上の一団の農地の区域内であるため、第１種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、自己用住宅として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第１種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

１４番の案件
位置図は１８ページになります。
申請地は、市立西部保育園から南西に４００ｍに位置する
登記・現況地目　畑　４９２㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅兼建築事務所でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、自己用住宅及び建築事務所として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１５番の案件
議案は８ページ、位置図は１９ページになります。
申請地は、今川橋から北西に６００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　雑種地　２２８㎡。
農地の区分は、概ね１０ｈａ以上の一団の農地の区域内であるため、第１種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。
使用借人は、自己用住宅として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、雑種地として利用されており、経緯書等が添付されています。
申請地は、第１種農地であるため、原則として許可はできませんが、集落に接続しており、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

１６番の案件
位置図は２０ページになります。
申請地は、小宮集会所から北に３００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　雑種地・宅地　２筆　４１５㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、一般個人住宅でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、自己用住宅として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、宅地として利用されており、経緯書等が添付されています。
申請地は第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１７番の案件
位置図は２１ページになります。
申請地は、名倉集会所から南に２００ｍに位置する
登記地目　畑、現況地目　田　９８８㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、化粧板製造業駐車場及び資材置場でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、化粧板の製造業等を営んでおり、化粧板製造業駐車場及び資材置場として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。

１８番の案件
議案は９ページ、位置図は２２ページになります。
申請地は、森本公民館から西に１００ｍに位置する
登記・現況地目　畑　３筆　３９１㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
転用の目的は、貸資材置場でございます。
譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。
譲受人は、貸資材置場として利用するというものでございます。
８月１３日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。
申請地は、第２種農地であるため、代替地の検討の結果、転用はやむを得ないものと考えます。
事業計画変更２番と同時許可案件になります。
以上、１８件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
事務局の説明が終わりました。
続きまして、各地域の担当委員、補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。
１番、２番、３番、４番、５番、６番の案件につきまして、安田委員、ございますか。

○１番（安田　美雄　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）

７番、８番の案件につきまして、本日欠席されました、河村委員から意見は無い旨を伺っております。
９番、１０番の案件につきまして、吉田委員、ございますか。

○４番（吉田　忠男　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
１１番の案件につきまして、本日欠席されました、林委員から、意見は無い旨を伺っております。
１２番の案件につきまして、本日欠席されました、後藤　信一委員から、意見は無い旨を伺っております。
１３番の案件につきまして、後藤一夫委員、ございますか。

○１２番（後藤　一夫　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
１４番の案件につきまして、亀山委員、ございますか。

○１３番（亀山　良平　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
１５番の案件につきまして、森委員、ございますか。

○１４番（森　種生　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
１６番の案件につきまして、池田委員、ございますか。

○１５番（池田　政吉　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）

１７番の案件につきまして、長尾委員、ございますか。

○１６番（長尾　始　君）
特に問題はありませんが、県道と申請地の間に、用水が流れていますので、その確保について、申請者にも会いましたので、直接、お願いをしました。

○議長（丹羽　英治　君）
１８番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○１９番（田下　喜代　君）
問題ないと思います。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○１番（安田　美雄　君）
経緯書と始末書についてですが、今回から、経緯書という表現になったのでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農地の利用に疑義が生じた場合は、報告を求めることができるということですので、その報告をもらっており、名前については、特段定めはありません。農業委員会の取り扱いとして、事業者本人がやってしまった場合は始末書、先代などがやってしまった場合は経緯書をもらっている状況です。

○１番（安田　美雄　君）
かなり昔から、農地以外で使っている場合や、追認の件数も多いので、気になりました。

○議長（丹羽　英治　君）
始末書、経緯書の内容について、もう少し詳しく説明してもらうのも良いかと思いますが。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
違反転用については、取り締まりが厳しくなっていることもありますので、次回からは、追認案件については、経緯書の内容を補足して説明するようにします。

○議長（丹羽　英治　君）
そのほかにはよろしいでしょうか。

質疑もないようですので、これより議案第３号について、番号ごとに採決いたします。
１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

９番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号９番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１０番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号１０番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１１番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号１１番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１２番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号１２番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１３番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号１３番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１４番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号１４番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１５番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号１５番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１６番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号１６番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１７番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号１７番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

１８番について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第３号１８番は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第４号　事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。
１番の案件
議案は１０ページ、位置図は２３ページになります。
申請地は、市立富岡小学校から南に３００ｍに位置する
現況地目　田　３筆　仮換地地籍　１，７３９㎡。
農地の区分は、用途地域にある農地のため、第３種農地と考えます。
譲渡人は、複合店舗工事の駐車場として利用してきたが、工事が終了したため、不足している複合店舗の駐車場として、承継人が利用したい為、事業計画変更をするものです。

２番の案件
議案は１１ページ、位置図は２４ページになります。
申請地は、森本公民館から西に１００ｍに位置する
現況地目　田　２７７㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
当初計画では、字吉原２－２、２－３を一体利用する貸資材置場で計画していましたが、隣接する字杁戸３８５－２、３８５－３、３８５－１３を取得できることとなったため、水路を挟んでいる２－２を除外した、５筆を一体利用する、貸資材置場として利用したい為、事業計画変更をするものです。
５条１８番、事業計画変更３番と同時許可案件になります。

３番の案件
位置図は２５ページになります。
申請地は、森本公民館から西に１００ｍに位置する
現況地目　雑種地　１３２㎡。
農地の区分は、１０ｈａ未満の農地の区域内である為、第２種農地と考えます。
当初計画では、字吉原２－１、２－３を一体利用する貸駐車場で計画していましたが、水路を挟んでいるため、除外し貸駐車場として利用したい為、事業計画変更をするものです。
事業計画変更２番と同時許可案件になります。
以上、３件について、ご審議お願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

質疑もないようですので、これより採決します。
議案第４号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
ご異議も無いようですので、議案第４号につきまして、一括して採決を行います。
原案のとおり岐阜県知事に進達することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第４号は、岐阜県知事に進達することに決しました。

続いて、議案第５号　農用地利用集積等促進計画に対する意見についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定により、農用地利用集積等促進計画に対する意見を求めると言うものです。
議案は、１２ページになります。
使用貸借権設定に関するものについて、新規が３筆　２，２４０㎡でございます。
地区は、黒屋地区です。
権利の設定を受ける者は、岐阜県農畜産公社でございます。
以上です。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
質疑もないようですので、これより採決します。
議案第５号について、「意見無し」と回答してよろしいでしょうか。異議の無い方は、挙手願います。

全会一致と認めます。
よって、議案第５号は、原案のとおりは「意見無し」と回答することに決しました。
続いて、議案第６号　非農地判断についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（河村　一成　君）
非農地判断について
非農地として判断することについて、審議を求めると言うものです。
議案は１３から１４ページになります。
１番の案件

位置図は２６ページになります。
東田原公民館から東に３００ｍ
登記地目　畑、現況地目　山林原野　９１１㎡。

２番、３番の案件
位置図は２７ページになります。
上菅谷集会場から南に８００ｍ
登記地目　田・畑、現況地目　山林原野　６筆　１，１６４㎡。

４番の案件
位置図は２８ページになります。
武芸川中学校から北東に６００ｍ
登記地目　畑、現況地目　山林原野　４７９㎡。
以上、ご審議お願いします。

○議長（丹羽　英治　君）
事務局の説明が終わりました。
続きまして、各地域の担当委員の補足説明がありましたら、ご発言お願いいたします。
１番の案件につきまして、本日欠席されました、河村委員から意見は無い旨を伺っております。
２番、３番の案件につきまして、山田委員、ございますか。

○職務代理（山田　達史　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
４番の案件につきまして、田下委員、ございますか。

○１９番（田下　喜代　君）
特に意見はありません。

○議長（丹羽　英治　君）
これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
質疑もないようですので、これより採決します。
議案第６号について、番号ごとでは無く、一括して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議も無いようですので、議案第６号につきまして、一括して採決を行います。
議案第６号について、原案のとおり非農地判断することに、賛成の方は挙手願います。
全会一致と認めます。
よって、議案第６号は、原案のとおり可決しました。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
その他について、事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（山岡　透　君）
次回の農業委員会総会は、令和７年１０月６日（月）午前９時３０分より関市役所　６階　大会議室を予定しております
閉会にあたりまして、職務代理より挨拶いただきたいと思います。

○職務代理（山田　達史　君）
（　挨拶　）

午前１０時３０分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

㊞

４番

㊞

１９番

㊞